

監 査 報 告 書

平 成 24 年 6 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第8号
平成24年6月4日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

藤川泰延 (印)

塚本隆文 (印)

栗原一 (印)

黒川治 (印)

監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定により、平成24年3月31日から5月17日までの間に実施した地方機関等の監査の結果を別添のとおり提出します。

- 目 次 -

第1 監 査 の 実 施	1
1 監 査 の 実 施 方 針	3
2 監 査 の 対 象	3
第2 監 査 の 結 果	5
1 総 括	7
2 指 摘 の 状 況	7
3 主 な 指 摘 事 項	9
4 留 意 ・ 改 善 ・ 要 望 事 項	10
5 重 点 監 査 の 結 果 に つ い て	11
第3 指 摘 項 目 の 内 容	13
地 方 機 関 等	15

第 1 監 査 の 実 施

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、重点監査項目に留意し監査を実施した。

2 監査の対象

監査の対象とした74地方機関等の名称及び監査の実施日は、次表のとおりである。

実 施 機 関 名	監 査 実 施 日
企画県民部 東播磨県民局	平成24年5月9日、5月10日
北播磨県民局	平成24年5月15日、5月16日
西播磨県民局	平成24年4月26日、4月27日
広域防災センター	平成24年5月17日
健康福祉部 中央こども家庭センター	平成24年5月10日
県立明石学園	平成24年5月11日
食肉衛生検査センター	平成24年5月11日
農政環境部 県立農林水産技術総合センター	平成24年5月16日
教育委員会 播磨東教育事務所 外3機関 明石高等学校 外49校	平成24年3月31日、4月19日、 4月23日、4月24日、5月1日、 5月10日、5月11日、5月17日
公安委員会 明石警察署 外11署	平成24年4月23日、4月24日、 5月1日、5月11日、5月17日

なお、新宮高等学校は、平成24年3月31日をもって廃止されている。

第 2 監 査 の 結 果

1 総括

今回の監査の結果、地方機関等に対する指摘は、16機関、33項目で、また、内容面では収入事務が12項目、財産管理事務が11項目で、これらで全指摘項目の約7割を占めている。

収入事務については、大学・高校奨学資金貸付金返還金などの収入未済や200万円以上の県税高額滞納等であることから、新規の滞納発生防止に努めるとともに、個々の状況に応じた積極的な徴収対策の実施や債権管理の工夫を検討する等、収入の促進に引き続き努められたい。

また、財産管理については、公用車の損傷が、前年度同期と比較すると大幅に増加していることから、交通事故等の防止並びに適切な財産の管理に努められたい。

このほか、支出事務等で、基本的な確認等が不十分なことに起因していると考えられる事務処理誤りも依然として発生していることから、これまで講じてきた対応策が十分に機能しているかの検証を行うなど、適正な事務手続の徹底に向けた各般の取組をなお一層強化されたい。

なお、指摘事項のほかに、今回の監査を通じ、事務執行に関してより効果的かつ効率的に推進していくための取組方策等について「留意・改善・要望事項」及び「重点監査の結果」として取りまとめたので、今後の事務執行等に際して特段の配意を願いたい。

2 指摘の状況

地方機関等ごとの指摘項目数は、次表のとおりである。

機 関 名	予算執行	収 入	支 出	財 産	工事事務	契約事務	その他	合 計	指摘項目の内容
東播磨県民局	1	5	1	2	1			10	15頁
北播磨県民局		1			1			2	16頁
西播磨県民局		2		1		1	1	5	16頁
中央こども家庭センター	1	1						2	17頁
県立明石学園				1				1	18頁
食肉衛生検査センター				1				1	18頁
県立農林水産技術総合センター		1		1				2	18頁
播磨東教育事務所		1	1					2	18頁
小野工業高等学校			1					1	19頁
社高等学校		1						1	19頁
東はりま特別支援学校			1					1	19頁
明石警察署				1				1	19頁
加西警察署				1				1	19頁
西脇警察署				1				1	19頁
相生警察署				1				1	20頁
宍粟警察署				1				1	20頁
合 計 (16機関)	2	12	4	11	2	1	1	33	-

なお、次の地方機関等については指摘はなかった。

企画県民部	広域防災センター
教育委員会	県立教育研修所、県立図書館、県立考古博物館、明石高等学校、明石南高等学校、錦城高等学校、明石北高等学校、明石城西高等学校、明石清水高等学校、明石西高等学校、農業高等学校、加古川北高等学校、加古川東高等学校、加古川西高等学校、加古川南高等学校、東播工業高等学校、西脇北高等学校、西脇高等学校、西脇工業高等学校、三木北高等学校、三木東高等学校、三木高等学校、高砂高等学校、高砂南高等学校、松陽高等学校、小野高等学校、北条高等学校、播磨農業高等学校、吉川高等学校、多可高等学校、東播磨高等学校、播磨南高等学校、相生高等学校、相生産業高等学校、龍野高等学校、龍野北高等学校、赤穂高等学校、新宮高等学校、太子高等学校、上郡高等学校、佐用高等学校、山崎高等学校、伊和高等学校、千種高等学校、のじぎく特別支援学校、いなみ野特別支援学校、北はりま特別支援学校、播磨特別支援学校、赤穂特別支援学校、西はりま特別支援学校
公安委員会	三木警察署、社警察署、加古川警察署、高砂警察署、たつの警察署、赤穂警察署、佐用警察署

3 主な指摘事項

指摘のあった16機関、33項目のうち、主な指摘事項とその内容は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

ア 200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると38,019,566円減少（減少率27.1%）しているものの、102,025,724円となっている。（東播磨県民局39,220,902円、北播磨県民局29,220,483円、西播磨県民局33,584,339円）

イ 港湾施設使用料等の収入未済額は、前年度同期と比較すると340,271円減少（減少率2.8%）しているものの、11,826,500円となっている。（東播磨県民局4,407,810円、西播磨県民局7,418,690円）

ウ 大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済額は、前年度同期と比較すると4,973,230円増加（増加率1.8%）しており、276,344,380円となっている。（播磨東教育事務所）

(2) 契約事務について

水道施設の移転補償については、移転工事の着手前に移転補償契約を締結するよう通知等で定められているにもかかわらず、土地改良事業において、平成23年6月1日に移転工事が完了した水道施設に係る移転補償契約を同年7月4日付けで契約していたものが、1件、1,460,000円あった。（西播磨県民局）

(3) 給与関係事務について

平成23年4月より、病気休暇を取得している者については、基準日（6月1日及び12月1日）が給料不支給期間（精神障害により90日を超えて勤務しない場合に、その超えた病気休暇の期間）である場合は期末手当を支給しないことと改正されていたにもかかわらず、12月1日が給料不支給期間である県立学校の職員に対して従前どおり支給したため、期末手当が過大支給となっていたものが、1件、744,719円あった。（東はりま特別支援学校）

4 留意・改善・要望事項

財務に関する事務の執行等に関連した留意・改善・要望事項は次のとおりである。

(1) 交通事故等の防止について

今回の報告において、公用車の損傷について指摘しているものは9機関17台で、前年度同期と比較すると大幅に増加しており、これらは、出入庫時の接触等ほとんどが運転の際の確認不足によるものである。

交通事故等の防止については、従来から求めてきたところであるが、各所属における交通安全研修等の継続的な実施や車庫における自損事故の防止に向けた施設面での整備のほか、事故情報の共有とその対策のフィードバックを図るなど実効ある取組を進めることにより、交通事故の防止になお一層努められたい。

(2) 給与関係事務について

主な指摘事項に記載しているとおり、病気休暇取扱要領に基づく事務処理を誤ったため、期末手当が過大支給となっているものがあつた。

病気休暇を取得している者に対する給与の取扱いは平成23年4月より一部改正されたところであるが、今回の誤りは当該改正を踏まえることなく、改正前の要領に基づく事務処理を行ったことがその原因であるので、通知等を適切に更新するとともに、支給事務を行うに当たっては、特に法令等の根拠も含め十分に検討した上で決定するなど、適正な事務処理に努められたい。

(3) 県民交流広場事業について

県民交流広場事業では、施設整備を重点としつつ、整備された施設の利活用の立ち上がりを支援するため、補完的に活動費の助成を行っている。この活動費助成は、地域活性化に向けた「呼び水」として位置づけられており、採択から最大5年間にわたる助成が可能である。

平成18年度より本格実施している当事業も助成期間が順次終了しているところであるが、一部には活動費の助成終了と同時に活動規模を縮小する団体も見受けられるため、今後の事業展開に当たっては、持続的な広場運営に欠かせない資金確保の工夫を喚起されたい。加えて、事業点検で明らかとなった後継者育成等の課題に対しても適切にフォローしていくこと等により、地域の実情に応じた安定的な活動が継続されるよう、きめ細やかな支援・指導に努められたい。

5 重点監査の結果について

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理を監査するに当たり、毎年度、重点的に監査する項目を定め、当該項目について濃密な監査を実施している。

平成23年度は、全庁共通の重点監査項目「不適正経理に係る再発防止策の検証」及び個別項目「自動車税の課税及び収税事務（県税事務所）」において、今後改善を要するものが次のとおりあった。

(1) 不適正経理に係る再発防止策の検証

ア 物品の発注に当たり不備があったもの

- ・ 購入後長期間にわたり使用実績がない等、必要性の検討が不十分と思われるものがあった。（3機関）
 - ・ 適正購入数量を上回る量の消耗品を年度末において購入していた。（2機関）
- 物品の発注に当たっては、適正数量や必要性を十分に検討したうえで決定されたい。

イ 物品の納品確認等が不徹底だったもの

- ・ 日付のない納品書や請求書を受領していた。（23機関）
- ・ 複数職員による納品確認がなされていなかった。（14機関）
- ・ 納品書等の整理が不十分であったため、需用費が二重払となっていた。（1機関）

適正な納品書等の受領・保管に努めるとともに、透明性の向上並びに公正性の確保の観点から、複数職員による納品等の確認を徹底されたい。

ウ 管理職等による抽出検査の実施が不十分だったもの

- ・ 月1回程度は随時抽出で行うこととされている、管理職等による抽出検査を実施していない所属や、実施頻度が低い所属があった。（9機関）
 - ・ 抽出検査対象が偏っているもののほか、改善事項が指示されていない、現物確認を実施していない等、検査方法に実効性を欠いたものがあった。（5機関）
- 実効性のある、適正な抽出検査を実施されたい。

物品調達事務の取扱指針で具体的な取組内容が示されたこと等により適切な事務処理がなされてきているところではあるが、単独事務所等においては、他所属の取組状況に関する情報が共有されない等の理由により、通知内容の周知が不十分な所属も見受けられることから、引き続き通知内容の周知徹底及び指導に努められたい。

(2) 自動車税の課税及び収税事務

財産調査が不十分なまま徴収停止の決定を行う等内容確認が不十分なものや、県税整理票の添付書類を別の滞納者の整理票に綴る等書類整理が不十分なものが見受けられた。チェック体制の強化及び事務処理要綱等に基づく適正な事務処理に努められたい。

第 3 指 摘 項 目 の 内 容

企画県民部関係

東播磨県民局

総務企画室

1 経理事務について

(目)弁償金で収入すべき交通事故示談金、1件、210,000円が、(目)雑入で収入されていた。

2 物品の損傷等について

平成23年9月20日及び11月11日に追突事故等により、公用車2台を損傷(県有車両損傷額464,160円、リース車修繕費399,000円)するとともに、相手方の修繕費等(275,762円)を負担していた。

加古川県税事務所

収税事務について

平成23年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は減少しているものの、その人数は12人、総額は39,220,902円で、うち滞納繰越分は、25,761,902円である。

加古川健康福祉事務所

収入の促進について

平成23年度(12月末現在)における未熟児養育医療費負担金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は78件、総額は1,448,334円で、うち滞納繰越分は、57件、1,142,388円である。

加古川農林水産振興事務所

経理事務について

休日に出張を命じた職員について支給を漏らしたこと等のため、平成23年度分時間外勤務手当が、6件、77,515円過少支給となっていた。

加古川土木事務所

1 収入の促進について

平成23年度(12月末現在)における港湾施設占用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は31件、総額は4,407,810円で、うち滞納繰越分は、17件、2,151,070円である。

2 予算執行について

平成22年度予算で支出すべき委託料（マップ作成調査業務委託）1件、250,000円が、23年度予算で支出されていた。

3 経理事務について

平成22年度分雑入（行政財産の使用許可に伴う光熱水費等）が、1件、51,523円調定漏れとなっていた。

4 占・使用許可事務について

平成23年3月までに許可期間が満了した河川占用のうち、23年12月末現在許可更新手続き未了のものが1件ある。

5 工事関係事務について

工作物の移転補償額に係る転記を誤ったため、基幹河川改修事業に伴う物件移転補償の設計が、1件、394,704円過大設計となっていた。

北播磨県民局

加東県税事務所

収税事務について

平成23年度（12月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は4人、総額は29,220,483円で、うち滞納繰越分は、22,552,283円である。

加東土木事務所

工事関係事務について

建物等経過年数の算定を誤ったため、地域自主戦略交付金（交通安全）事業に伴う物件移転補償の設計が、1件、338,803円過少設計となっていた。

西播磨県民局

総務企画室

物品の損傷等について

平成23年5月11日から9月20日までの間に自損事故により、公用車6台を損傷（県有車両損傷額326,855円、リース車修繕費152,670円）していた。

龍野県税事務所

収税事務について

平成23年度（11月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は6人、総額は33,584,339円で、うち滞納繰越分は、20,079,639円である。

龍野健康福祉事務所

経理事務について

つり銭用資金の一部を誤って収入金として銀行に払い込んだため、平成23年9月7日から9月29日までの間保管すべきつり銭用資金が400円不足していた。

光都農林水産振興事務所

契約事務について

平成23年度経営体育成基盤整備事業に係る物件移転補償契約で、移転工事着工前に契約を締結すべきであるにもかかわらず、移転工事完了後に契約を締結している契約が、1件（契約額1,460,000円）あった。

光都土木事務所

収入の促進について

平成23年度（11月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は増加しており、その件数は39件、総額は7,418,690円で、うち滞納繰越分は、31件、4,647,800円である。

健康福祉部関係

中央こども家庭センター

1 収入の促進について

平成23年度（12月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は648件、総額は9,528,581円で、うち滞納繰越分は、560件、8,767,956円である。

2 予算執行について

（目）児童福祉総務費で支出すべき報酬、1件、74,610円が、（目）母子福祉費で支出されていた。

県立明石学園

使用許可事務について

平成23年3月までに許可期間が満了した施設使用のうち、23年12月末現在許可更新手続き未了のものが1件ある。

食肉衛生検査センター

物品の損傷等について

平成23年12月25日に自損事故により、公用車1台を損傷（リース車修繕費523,456円）していた。

農政環境部関係

県立農林水産技術総合センター

1 収入の促進について

平成23年度（12月末現在）における農林水産施設生産物売払収入の収入未済は、1件、1,470,000円である。

2 物品の損傷等について

平成22年12月24日及び23年11月16日に自損事故により、公用車2台を損傷（県有車両損傷額1,467,900円、リース車修繕費120,000円）するとともに、相手方の修繕費等（407,400円）を負担していた。

うち1台については、損傷に伴い当該車両を処分したため、県有車両損傷額は車両取得価額を記載した。

教育委員会関係

播磨東教育事務所

1 収入の促進について

平成23年度（12月末現在）における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は3,260件、総額は276,344,380円で、うち滞納繰越分は、2,923件、244,413,660円である。

2 経理事務について

子の特定加算を漏らしたため、平成23年度分扶養手当等が、3件、59,741円過少支給となっていた。

小野工業高等学校

経理事務について

新規採用者に係る前歴の通算を誤ったこと等のため、平成23年度分期末手当等が、5件、281,401円過大支給、12件、50,368円過少支給となっていた。

社高等学校

経理事務について

電気料の単価の算定を誤ったため、平成18年度分から22年度分までの雑入（行政財産の使用許可に伴う光熱水費等）が、10件、133,494円過少調定となっていた。

東はりま特別支援学校

経理事務について

期末手当は基準日（12月1日）が給料不支給期間である場合は、支給しないにもかかわらず、病気休暇の取得が90日を超えて、基準日において給料が支給されていない職員を支給対象としたため、平成23年度分期末手当が、1件、744,719円過大支給となっていた。

公安委員会関係

明石警察署

物品の損傷等について

平成23年2月3日及び6月20日に追突事故により、公用車2台を損傷（損傷額158,308円）するとともに、相手方の修繕費等（358,551円）を負担していた。

加西警察署

物品の損傷等について

平成23年5月2日に接触事故により、公用車1台を損傷（損傷額63,105円）するとともに、相手方の修繕費等（75,060円）を負担していた。

西脇警察署

物品の損傷等について

平成23年6月23日に接触事故により、公用車1台を損傷（損傷額98,521円）するとともに、相手方の修繕費等（83,553円）を負担していた。

相生警察署

物品の損傷について

平成23年2月17日に自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額2,336,250円）していた。

損傷に伴い当該車両を処分したため、損傷額は車両取得価額を記載した。

穴栗警察署

物品の損傷等について

平成23年1月26日に追突事故により、公用車1台を損傷（損傷額141,088円）するとともに、相手方の修繕費等（250,650円）を負担していた。